

平成 21 年 10 月 29 日
株式会社東京証券取引所グループ

定例記者会見資料

1. 東京証券取引所グループと東京工業品取引所の排出量取引所設立に向けた共同出資会社の設立に関する合意について
2. 平成 22 年 3 月期第 2 四半期決算について
3. 「上場制度整備の実行計画 2009（速やかに実施する事項）」に基づく上場制度の整備等について

以 上



平成21年10月29日

各 位

株式会社東京証券取引所グループ
株式会社東京工業品取引所

東京証券取引所グループと東京工業品取引所は排出量取引所設立に向けて
共同出資会社を設立することに合意しました

株式会社東京証券取引所グループ（以下「東証グループ」という。）と株式会社東京工業品取引所（以下「東工取」という。）は、昨年1月に両者間の包括的な相互協力協定を締結しておりますが、本日、温室効果ガス削減に貢献し、排出量取引の円滑化を図る観点から、排出量取引所の創設に向けて、今後、共同出資会社を設立することで合意しました。

温室効果ガスの削減については、地球温暖化防止の観点から、全世界的な取組みが進められています。日本でも、京都議定書の数値目標の遵守、ポスト京都に向けた中期目標の策定が重要な政策課題となっており、昨年秋から「国内統合市場の試行的実施」も開始されています。

こうした中、今後、排出量取引の拡大が予想されるところですが、昨今の金融危機を通じて、取引所市場が有する、高い流動性と透明性、決済の安定性・信頼性といった要素の重要性が再認識されております。

以上を踏まえ、東証グループ及び東工取は、排出量取引所の創設の動きをより具体化する必要があると考えています。それぞれ長年にわたる証券取引所、商品取引所の運営で培ってきた効率的な市場づくりのノウハウや参加者基盤等を、共同で排出量取引所の創設に活かすことが、両者の社会的な責任であると考えています。

昨年、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の主催で「京都クレジット等取引所研究会」を設置し、排出量取引の専門家と共に、排出量取引所の設立に際して必要な実務的な事項を検討してまいりましたが、今後は、東証及び東工取共同の研究会を、より詳細な検討などを行っていく場として、再開する予定です。

なお、共同出資会社では、広く排出量取引に関連する分野について、関係者からの意見を交えて研究していくことも視野に入れています。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所グループ 涉外広報部（二木）電話：03-3665-1214

株式会社東京工業品取引所 経営企画部広報課（小山、市村）電話：03-3661-7917



Tokyo Stock Exchange Group and Tokyo Commodity Exchange Agree to Establish a Joint Venture for Setting up an Emissions Trading Exchange

Oct. 29, 2009

On October 29, 2009, Tokyo Stock Exchange Group, Inc. (TSE Group) and Tokyo Commodity Exchange, Inc. (TOCOM) reached an agreement to establish a joint venture in the future. The objective of the new company will be to set up an emissions trading exchange, in order to contribute to the reduction of greenhouse gases and facilitate emissions trading. Both parties had already signed a Memorandum of Understanding (MOU) on comprehensive mutual cooperation in January 2008.

In a bid to stop global warming, worldwide efforts are being made to reduce greenhouse gases. In Japan, achieving numerical targets agreed in the Kyoto Protocol and drafting post-Kyoto mid-term targets have become an important policy issue. In addition, the “experimental introduction of an integrated domestic market for emissions trading” began last autumn.

In light of this situation, while an expansion of emissions trading is foreseen in the future, the recent financial crisis has led to the re-acknowledgement of the importance of the features of an exchange such as high levels of liquidity and transparency as well as stable and reliable settlement.

Under such circumstances, the TSE Group and TOCOM concur that it is necessary to take concrete steps toward the establishment of an emissions trading exchange. The two parties have vast experience and expertise on forming effective markets and large participant bases in the course of operating their respective securities and commodities exchanges over the years. They agree that it is their social responsibility to jointly apply such knowledge and experience to the establishment of an emissions trading exchange.

In addition, both parties will work together to consider the design and rules for the emissions trading exchange. Last year, the Tokyo Stock Exchange (TSE), a market operator wholly-owned by the TSE Group, set up the “TSE Carbon Market Study Group” to examine practical issues required to establish a carbon market exchange with experts on emissions trading. The study group is scheduled to be re-launched soon as a study group jointly operated by both TSE and TOCOM. It will be a venue for discussions and examinations in more detail.

The joint venture company is also expected to gather opinions from concerned parties for carrying out studies in a wide ranging field related to emissions trading.

About Tokyo Stock Exchange Group, Inc.:

Tokyo Stock Exchange Group, Inc. (TSE Group) is a holding company of Tokyo Stock Exchange, Inc. (TSE), one of the leading global exchanges and the largest securities market in the Asia-Pacific region.

TSE is the premier exchange for Japanese cash equities and derivatives products from the perspective of investors both in Japan and abroad. In 2008, TSE recorded an average daily trading volume of 2,266 million shares, and daily average trading value of JPY 2,352 billion. This has positioned TSE as the central market of Japan. In addition to its core Japanese equity market, TSE provides markets for derivatives products such as long-term Japanese Government Bond (JGB) futures and TOPIX index futures. JGB futures trading, the cornerstone of TSE's fixed income derivatives market and the benchmark of the Japanese bond market, continues to thrive on investor demand from across the globe. The JGB futures contract is one of the most active long-term interest rate futures contracts in the world, with its annual trading volume in 2008 reaching 10,639 thousand contracts. The TOPIX futures contract, with its underlying index used as Japanese economic benchmark throughout the world, is the leading stock index futures product in Japan, with the largest open interests among Japanese stock index futures products. The annual trading volume of TOPIX Futures in 2008 reached to 18,375 thousand contracts.

<http://www.tse.or.jp/english/index.html>

About Tokyo Commodity Exchange (TOCOM)

Tokyo Commodity Exchange, Inc. (TOCOM) is Japan's largest commodity futures exchange with a trading volume of 41 million contracts, representing an 80% market share, in 2008, and one of the most prominent exchanges in Asia. Futures and Options contracts on a variety of industrial products are traded (i.e.: gold, silver, platinum and palladium in the precious metals market; crude oil, gasoline and kerosene in the oil market; aluminum and rubber). TOCOM was established in 1984 as a result of a merger between the Tokyo Textile Exchange, founded in 1951, the Tokyo Rubber Exchange and the Tokyo Gold Exchange. Tokyo Commodity Exchange was demutualized in December 2008. For more information about TOCOM, please visit

<http://www.tocom.or.jp/>

Media Contact:

Kazuhiko Yoshimatsu
Tokyo Stock Exchange Group, Inc.
81-3-3665-1220
k-yoshimatsu@tse.or.jp

Keiko Koyama
Tokyo Commodity Exchange, Inc.
81-3-3661-7917
koyama@tocom.or.jp

PRESS RELEASE

東京証券取引所グループ プレスリリース



株式会社東京証券取引所グループ
〒103-8224 東京都中央区日本橋兜町2番1号
Tel : 03-3666-1361 (大代表)

TOKYO STOCK EXCHANGE GROUP, INC.
2-1, Nihombashi-kabuto-cho, Chuo-ku, Tokyo 103-8224, Japan
Tel : +81-3-3666-1361
URL : <http://www.tse.or.jp/>

平成 21 年 10 月 29 日

各 位

平成 22 年 3 月期第 2 四半期決算について

当社の平成 22 年 3 月期第 2 四半期決算が別紙のとおりとなりましたので、
お知らせします。

以 上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社 東京証券取引所グループ
渉外広報部 二木
TEL : 03-3665-1214

連 結 損 益 の 状 況

	21年3月期 第2四半期	22年3月期 第2四半期	増減	前年同期比
営業収益	百万円 38,494	百万円 30,108	百万円 △8,386	% △21.8
取引参加料金	15,035	11,291	△3,744	△24.9
上場関係収入	4,117	6,038	1,921	46.7
情報関係収入	5,672	5,381	△290	△5.1
証券決済関係収入	6,008	3,883	△2,124	△35.4
システム開発・運用関係収入	5,831	1,211	△4,620	△79.2
その他の	1,830	2,302	471	25.8
営業費用	28,251	22,287	△5,963	△21.1
人件費	6,303	5,988	△315	△5.0
不動産賃借料	3,272	3,016	△255	△7.8
システム維持・運営費	4,540	4,168	△371	△8.2
減価償却費	4,282	5,032	750	17.5
その他の	9,853	4,081	△5,771	△58.6
営業利益	10,243	7,820	△2,422	△23.7
営業外収益	878	854	△23	△2.7
受取利息及び配当金	273	201	△71	△26.3
持分法による投資利益	301	417	115	38.3
その他の	303	235	△67	△22.3
営業外費用	271	73	△198	△73.1
支払利息	63	34	△29	△46.1
不動産賃貸費用	187	32	△154	△82.6
その他の	21	6	△14	△70.0
経常利益	10,849	8,601	△2,248	△20.7
特別利益	387	919	532	137.4
特別損失	1,336	20	△1,315	△98.5
税金等調整前四半期純利益	9,901	9,501	△399	△4.0
法人税、住民税及び事業税	4,207	1,013	△3,193	△75.9
法人税等調整額	△171	2,852	3,024	—
少數株主利益	172	△86	△258	—
四半期純利益	5,693	5,721	27	0.5



平成22年3月期第2四半期決算短信

平成21年10月29日

会社名 株式会社 東京証券取引所グループ
代表者 代表執行役社長 斎藤 慎

URL <http://www.tse.or.jp/>

(百万円未満切捨て)

1. 平成22年3月期第2四半期の連結業績（平成21年4月1日～平成21年9月30日）

(1) 連結経営成績（累計） (%表示は対前年同四半期増減率)

	営業収益	営業利益	経常利益	四半期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
22年3月期第2四半期	30,108 △21.8	7,820 △23.7	8,601 △20.7	5,721 0.5
21年3月期第2四半期	38,494 —	10,243 —	10,849 —	5,693 —

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
22年3月期第2四半期	2,516.19	— —
21年3月期第2四半期	2,504.18	— —

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
22年3月期第2四半期	441,367 (148,041)	127,848 (110,481)	28.2 (72.5)
21年3月期	677,163 (135,653)	114,088 (96,720)	16.5 (69.5)

	1株当たり純資産
	円 銭
22年3月期第2四半期	54,816.19 (47,177.77)
21年3月期	49,113.92 (41,475.50)

(参考) 自己資本 22年3月期第2四半期 124,637 百万円 21年3月期 111,672 百万円

- (注) ① 総資産欄の()内は、資産合計から売買・取引証拠金特定資産、清算基金特定資産、決済促進担保金特定資産、信認金特定資産及び違約損失積立金特定資産を控除した数値であります。
- ② 純資産及び1株当たり純資産欄の()内は、純資産から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金(※)を控除して算出した数値であります。
- ③ 自己資本比率欄の()内は、資産合計から売買・取引証拠金特定資産、清算基金特定資産、決済促進担保金特定資産、信認金特定資産及び違約損失積立金特定資産を、純資産から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金(※)をそれぞれ控除して算出した数値であります。
- ※ 資産の部に掲記している違約損失積立金特定資産と同額を、現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金として純資産の部に計上しております。

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
21年3月期	— —	— —	— —	300.00	300.00
22年3月期	— —	— —	— —	— —	— —

3. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） 無
- (2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 無
- (3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されるもの）
- ① 会計基準等の改正に伴う変更 無
- ② ①以外の変更 有
- [（注）詳細は、4ページ【定性的情報・財務諸表等】3. その他をご覧ください。]
- (4) 発行済株式数（普通株式）
- | | | | | |
|----------------------|-------------|------------|-------------|------------|
| ① 期末発行済株式数（自己株式を含む） | 22年3月期第2四半期 | 2,300,000株 | 21年3月期 | 2,300,000株 |
| ② 期末自己株式数 | 22年3月期第2四半期 | 26,260株 | 21年3月期 | 26,260株 |
| ③ 期中平均株式数(四半期連結累計期間) | 22年3月期第2四半期 | 2,273,740株 | 21年3月期第2四半期 | 2,273,740株 |

定性的情報・財務諸表等

1. 連結経営成績に関する定性的情報

(営業収益の状況)

営業収益のうち取引参加料金は、取引参加者から株券等の売買代金・数量に応じて受領する「取引料」や株券等の注文件数に応じて受領する「アクセス料」などから構成されます。当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日～平成21年9月30日）の取引参加料金は、株式1日平均売買代金等が前年同期実績を下回ったことなどにより、前年同期比24.9%減の112億91百万円となりました。

[参考1]

	前第2四半期（累計）	当第2四半期（累計）	増 減
株式1日平均売買代金	23,714億円	16,197億円	△31.7%
国債先物1日平均売買高	45,640単位	28,098単位	△38.4%
株価指数先物1日平均契約金額	8,969億円	5,492億円	△38.8%
第2四半期末TOPIX	1,087.41ポイント	909.84ポイント	△16.3%

上場関係収入は、新規上場申請者から受領する「上場審査料」、新規上場に際して新規上場会社から受領する「新規上場料」、増資及び普通株式への転換・行使等に応じて受領する「新株発行・上場料」並びに時価総額に応じて上場会社から受領する「年間上場料」などから構成されます。当第2四半期連結累計期間の上場関係収入は、増資が増加したことなどから前年同期比46.7%増の60億38百万円となりました。

[参考2]

	前第2四半期（累計）	当第2四半期（累計）	増 減
増資（株式による資金調達額）	1,497億円	27,390億円	—
新規上場会社数	12社	11社	△8.3%
第2四半期末上場会社数	2,392社	2,338社	△2.3%
第2四半期末時価総額	352兆円	305兆円	△13.4%

（注） 増資及び第2四半期末時価総額は、内国会社を集計対象とした数値であり、また、増資は発行株式の上場日を集計基準とし、東証上場時の公募は集計対象外としております。

情報関係収入は、情報ベンダー等への相場情報の提供料等から構成されます。当第2四半期連結累計期間の情報関係収入は、前年同期比5.1%減の53億81百万円となりました。

証券決済関係収入は、（株）日本証券クリアリング機構が行う金融商品債務引受業に関する「清算手数料」及び日本証券決済（株）が行う有価証券の保管・受渡業務に関する収入などから構成されます。当第2四半期連結累計期間の証券決済関係収入は、株券等の売買代金が前年同期実績を下回ったことに伴い清算手数料が減少したことなどから、前年同期比35.4%減の38億83百万円となりました。

(営業費用の状況)

人件費は、前年同期比5.0%減の59億88百万円となりました。

不動産賃借料は、東京証券取引所ビルやシステムの開発・運営拠点に係る賃借料などから構成されます。当第2四半期連結累計期間においては、前年同期比7.8%減の30億16百万円となりました。

システム維持・運営費は、売買システム・清算システムなど各種システムの維持・管理費用や運用費用などから構成されます。当第2四半期連結累計期間は、前年同期比8.2%減の41億68百万円となりました。

減価償却費は、システムの増加などから、前年同期比17.5%増の50億32百万円となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、営業収益は301億8百万円（前年同期比21.8%減）、営業費用は222億87百万円（前年同期比21.1%減）、営業利益は78億20百万円（前年同期比23.7%減）、経常利益は86億1百万円（前年同期比20.7%減）となりました。また、特別利益として、他社に転貸していたコンピュータビルの解約に伴い賃借契約損失引当金戻入益9億12百万円を計上したことなどから、税金等調整前四半期純利益が95億1百万円（前年同期比4.0%減）、税金等調整後の四半期純利益は57億21百万円（前年同期比0.5%増）となりました。

2. 連結財政状態に関する定性的情報

(資産、負債、純資産の状況)

資産は、前連結会計年度末に比べ2,357億95百万円減少し、4,413億67百万円となりました。これは、(株)日本証券クリアリング機構に預託されております売買・取引証拠金特定資産が1,604億20百万円及び清算基金特定資産が878億79百万円それぞれ減少した一方で、保有するシンガポール取引所株式の株価回復に伴い投資有価証券が137億50百万円増加したことなどによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ2,495億55百万円減少し、3,135億18百万円となりました。これは、資産と負債に両建てで計上しております預り売買・取引証拠金が1,604億20百万円及び預り清算基金が878億79百万円それぞれ減少したことなどによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ137億60百万円増加し、1,278億48百万円となりました。これは、四半期純利益57億21百万円の計上に加え、その他有価証券評価差額金が79億26百万円増加したことなどによるものです。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益95億1百万円に減価償却費50億41百万円を加え、コンピュータビルの解約に伴う貸借契約損失引当金の減少34億67百万円及び営業債務の減少7億12百万円を差し引くなどした全体では、92億円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の払戻97億20百万円に、定期預金の預入165億20百万円及びソフトウェアなどの無形固定資産の取得56億89百万円を差し引くなどした全体では、133億54百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、(株)TOKYO AIM取引所の増資に係る少数株主からの払込収入8億82百万円に、配当金の支払6億82百万円を差し引くなどした全体では、1億99百万円の収入となりました。

3. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）

当第2四半期連結累計期間において、該当事項はありません。

(2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

当第2四半期連結累計期間において、該当事項はありません。

(3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

(四半期連結損益計算書関係)

- ① 前第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結会計期間において区分掲記しておりました営業費用の「システム開発原価」は、営業費用総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示することとしました。なお、当第2四半期連結累計期間の営業費用の「その他」に含まれる金額は2,018百万円であり、当第2四半期連結会計期間の営業費用の「その他」に含まれる金額は1,013百万円であります。
- ② 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました営業外収益の「不動産賃貸収入」は、営業外収益総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示することとしました。なお、当第2四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる金額は32百万円であります。
- ③ 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました特別損失の「原状回復費用」は、特別損失総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示することとしました。なお、当第2四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる金額は1百万円であります。

4. 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年 9月30日)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年 3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※4	46,000	※4	39,507
営業未収入金		4,743		4,540
有価証券		4,763		8,110
仕掛品		41		40
売買・取引証拠金特定資産	※4	144,502	※4	304,922
清算基金特定資産	※4	118,889	※4	206,769
決済促進担保金特定資産	※4	12,211	※4	12,105
その他		2,694		4,375
貸倒引当金		△13		△9
流動資産合計		333,832		580,362
固定資産				
有形固定資産	※1	12,792	※1	14,711
無形固定資産		27,004		23,151
投資その他の資産				
投資有価証券		35,137		21,387
信認金特定資産	※4	354	※4	344
違約損失積立金特定資産	※4	17,367	※4	17,367
その他		15,064		20,032
貸倒引当金		△186		△195
投資その他の資産合計		67,738		58,937
固定資産合計		107,535		96,800
資産合計		441,367		677,163

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成21年 9月30日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成21年 3月31日)

負債の部

流動負債

営業未払金	2,078	2,790
短期借入金	17,570	17,570
未払法人税等	1,122	1,154
賞与引当金	839	1,004
役員賞与引当金	33	10
預り売買・取引証拠金	※4 144,502	※4 304,922
預り清算基金	※4 118,889	※4 206,769
預り決済促進担保金	※4 12,211	※4 12,105
預り取引参加者保証金	※4 3,825	※4 4,572
その他	2,181	1,865
流動負債合計	303,254	552,766

固定負債

退職給付引当金	5,265	5,342
賃借契約損失引当金	—	3,467
預り信認金	※4 354	※4 344
その他	4,643	1,153
固定負債合計	10,264	10,308

負債合計

純資産の部	313,518	563,074
-------	---------	---------

純資産の部

株主資本		
資本金	11,500	11,500
資本剰余金	25,358	25,358
利益剰余金	※4 84,748	※4 79,709
自己株式	△4,332	△4,332
株主資本合計	117,274	112,235

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	7,363	△563
評価・換算差額等合計	7,363	△563
少数株主持分	3,211	2,416
純資産合計	127,848	114,088
負債純資産合計	441,367	677,163

(2) 四半期連結損益計算書
(第2四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
営業収益		
取引参加料金	15,035	11,291
上場関係収入	4,117	6,038
情報関係収入	5,672	5,381
証券決済関係収入	6,008	3,883
システム開発・運用関係収入	5,831	1,211
その他	1,830	2,302
営業収益合計	38,494	30,108
営業費用		
人件費	※1 6,303	※1 5,988
不動産賃借料	3,272	3,016
システム維持・運営費	4,540	4,168
減価償却費	4,282	5,032
その他	9,853	4,081
営業費用合計	28,251	22,287
営業利益	10,243	7,820
営業外収益		
受取利息	143	85
受取配当金	129	115
持分法による投資利益	301	417
不動産賃貸収入	141	—
その他	161	235
営業外収益合計	878	854
営業外費用		
支払利息	63	34
不動産賃貸費用	187	32
その他	21	6
営業外費用合計	271	73
経常利益	10,849	8,601
特別利益		
過年度損益修正益	316	—
賃借契約損失引当金戻入益	—	912
その他	71	7
特別利益合計	387	919
特別損失		
固定資産除却損	269	15
原状回復費用	※2 817	—
その他	※2 249	4
特別損失合計	1,336	20
税金等調整前四半期純利益	9,901	9,501
法人税、住民税及び事業税	4,207	1,013
法人税等調整額	△171	2,852
法人税等合計	4,035	3,866
少数株主利益又は少数株主損失（△）	172	△86
四半期純利益	5,693	5,721

(第2四半期連結会計期間)

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)
営業収益		
取引参加料金	7,174	5,445
上場関係収入	2,005	3,253
情報関係収入	2,868	2,693
証券決済関係収入	2,864	1,765
システム開発・運用関係収入	1,039	574
その他	904	1,392
営業収益合計	16,857	15,123
営業費用		
人件費	※1 3,121	※1 2,896
不動産賃借料	1,677	1,507
システム維持・運営費	2,086	2,229
減価償却費	2,254	2,538
その他	3,568	1,721
営業費用合計	12,708	10,893
営業利益	4,149	4,230
営業外収益		
受取利息	82	42
受取配当金	—	3
持分法による投資利益	51	141
不動産賃貸収入	66	—
その他	75	110
営業外収益合計	276	297
営業外費用		
支払利息	28	15
不動産賃貸費用	119	—
その他	8	0
営業外費用合計	157	15
経常利益	4,268	4,512
特別利益		
過年度損益修正益	316	—
その他	70	—
特別利益合計	386	—
特別損失		
固定資産除却損	262	—
原状回復費用	※2 802	—
その他	※2 246	—
特別損失合計	1,310	—
税金等調整前四半期純利益	3,344	4,512
法人税、住民税及び事業税	2,357	651
法人税等調整額	△978	1,184
法人税等合計	1,378	1,836
少数株主利益又は少数株主損失（△）	41	△51
四半期純利益	1,924	2,726

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	9,901	9,501
減価償却費	4,543	5,041
貸倒引当金の増減額（△は減少）	14	4
賞与引当金の増減額（△は減少）	△122	△164
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△190	22
退職給付引当金の増減額（△は減少）	43	△77
賃借契約損失引当金の増減額（△は減少）	△170	△3,467
受取利息及び受取配当金	△273	△201
支払利息	63	34
持分法による投資損益（△は益）	△301	△417
固定資産除却損	269	15
営業債権の増減額（△は増加）	408	△203
たな卸資産の増減額（△は増加）	3,399	△1
営業債務の増減額（△は減少）	△964	△712
その他	431	△2,064
小計	17,053	7,311
利息及び配当金の受取額	322	275
利息の支払額	△76	△34
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△6,895	1,648
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,403	9,200
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3,900	△16,520
定期預金の払戻による収入	4,600	9,720
有価証券の取得による支出	△16,276	△2,998
有価証券の売却及び償還による収入	16,807	2,700
有形固定資産の取得による支出	△720	△643
有形固定資産の売却による収入	—	8
無形固定資産の取得による支出	△5,822	△5,689
投資有価証券の取得による支出	△497	△31
その他	248	98
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,561	△13,354
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200	—
短期借入金の返済による支出	△2,200	—
配当金の支払額	△5,456	△682
少数株主からの払込みによる収入	—	882
その他	—	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,456	199
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,617	△3,955
現金及び現金同等物の期首残高	35,567	37,199
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 32,950	※ 33,243

(4) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(5) 注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 26,335百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 27,059百万円
2 保証債務 従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 3,593百万円 (株) I C J の金融機関からの借入に対する債務保証 84百万円 計 3,677百万円	2 保証債務 従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 3,783百万円 (株) I C J の金融機関からの借入に対する債務保証 100百万円 計 3,883百万円
3 係争事件 平成17年12月8日に発生したみずほ証券（株）によるジェイコム（株）株式の誤発注事件に関して、みずほ証券（株）から（株）東京証券取引所に対して、約415億円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、本年9月25日に結審いたしました。（株）東京証券取引所は、同社の損害賠償責任はないものと判断しており、その旨訴訟において主張しております。	3 係争事件 平成17年12月8日に発生したみずほ証券（株）によるジェイコム（株）株式の誤発注事件に関して、みずほ証券（株）から（株）東京証券取引所に対して、約415億円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起され、現在係争中です。（株）東京証券取引所は、同社の損害賠償責任はないものと判断しており、その旨訴訟において主張しております。
※4 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債 当社子会社である（株）東京証券取引所及び（株）日本証券クリアリング機構（以下、「当取引所等」といいます。）は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。 (株) 日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、市場で有価証券の売買等が成立すると同時に各清算参加者から取引成立により発生する債務の引受及び債権の取得を行うことから、取引成立から決済結了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等（売買証拠金、取引証拠金、清算基金、決済促進担保金）の預託を受けております。また、（株）東京証券取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所等の規則で認められたものに限る。）で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。 また、代用有価証券の当第2四半期連結会計期間末日の時価は次のとおりであります。	※4 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債 当社子会社である（株）東京証券取引所及び（株）日本証券クリアリング機構（以下、「当取引所等」といいます。）は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。 (株) 日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、市場で有価証券の売買等が成立すると同時に各清算参加者から取引成立により発生する債務の引受及び債権の取得を行うことから、取引成立から決済結了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等（売買証拠金、取引証拠金、清算基金、決済促進担保金）の預託を受けております。また、（株）東京証券取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所等の規則で認められたものに限る。）で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。 また、代用有価証券の当連結会計年度末日の時価は次のとおりであります。

①売買証拠金代用有価証券	104百万円
②取引証拠金代用有価証券	793, 760百万円
③清算基金代用有価証券	160, 956百万円
④決済促進担保金代用有価証券	130, 550百万円
⑤信認金代用有価証券	1, 733百万円

また、（株）東京証券取引所は取引参加者の債務不履行により同社が被るリスクを担保するため、同社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（同社の規則で認められたものに限る。）で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当第2四半期連結会計期間末日の時価は、2, 363百万円であります。

この他、（株）東京証券取引所は、現物取引及び先物・オプション取引の清算業務に関して、（株）日本証券クリアリング機構と損失補償契約を締結しております。この契約に基づいて、同機構の清算参加者の債務不履行等に起因して同機構が被った損失のうち、当該清算参加者の清算預託金等により補填し得ない金額については、（株）東京証券取引所（現物についてはほかの取引所も含む。）が当該契約の限度額の範囲で補償することとなっております。そのため、（株）東京証券取引所では、補償限度額と同額の違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。当該特定資産の連結貸借対照表計上金額は、17, 367百万円であります。

①売買証拠金代用有価証券	89百万円
②取引証拠金代用有価証券	960, 601百万円
③清算基金代用有価証券	165, 618百万円
④決済促進担保金代用有価証券	121, 149百万円
⑤信認金代用有価証券	1, 270百万円

また、（株）東京証券取引所は取引参加者の債務不履行により同社が被るリスクを担保するため、同社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（同社の規則で認められたものに限る。）で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日の時価は、3, 187百万円であります。

この他、（株）東京証券取引所は、現物取引及び先物・オプション取引の清算業務に関して、（株）日本証券クリアリング機構と損失補償契約を締結しております。この契約に基づいて、同機構の清算参加者の債務不履行等に起因して同機構が被った損失のうち、当該清算参加者の清算預託金等により補填し得ない金額については、（株）東京証券取引所（現物についてはほかの取引所も含む。）が当該契約の限度額の範囲で補償することとなっております。そのため、（株）東京証券取引所では、補償限度額と同額の違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。当該特定資産の連結貸借対照表計上金額は、17, 367百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおり であります。	※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおり であります。
人件費の主な内訳	人件費の主な内訳
給与 3,506百万円	給与 3,301百万円
賞与引当金繰入額 1,018百万円	賞与引当金繰入額 778百万円
役員賞与引当金繰入額 75百万円	役員賞与引当金繰入額 33百万円
退職給付費用 535百万円	退職給付費用 753百万円
※2 特別損失のうち主要な費目及び金額は、次のとおり であります。	—
原状回復費用の主な内訳	
システムビルの撤退に係る原状回復費用 817百万円	
その他の主な内訳	
システムビルの撤退に係る臨時償却費用 246百万円	

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)
※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおり であります。	※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおり であります。
人件費の主な内訳	人件費の主な内訳
給与 1,552百万円	給与 1,441百万円
賞与引当金繰入額 717百万円	賞与引当金繰入額 560百万円
役員賞与引当金繰入額 17百万円	退職給付費用 357百万円
退職給付費用 244百万円	
※2 特別損失のうち主要な費目及び金額は、次のとおり であります。	—
原状回復費用の主な内訳	
システムビルの撤退に係る原状回復費用 802百万円	
その他の主な内訳	
システムビルの撤退に係る臨時償却費用 246百万円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
※ 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係（平成20年 9月30日現在）	※ 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係（平成21年 9月30日現在）
現金及び預金勘定 32,840百万円	現金及び預金勘定 46,000百万円
有価証券勘定 11,702百万円	有価証券勘定 4,763百万円
3ヶ月超の定期預金 △2,100百万円	3ヶ月超の定期預金 △15,020百万円
政府短期証券 △7,992百万円	国庫短期証券 △1,499百万円
国債 △1,499百万円	国債 △999百万円
現金及び現金同等物 32,950百万円	現金及び現金同等物 33,243百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成21年 9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,300千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 26千株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年 5月19日 取締役会	普通株式	682	300.00	平成21年 3月31日	平成21年 6月 4日	利益剰余金

4. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

当社グループは、金融商品取引所事業及びシステム開発・運用事業を営んでおります。

金融商品取引所事業の営業収益及び営業利益の金額は、全セグメントの営業収益及び営業利益の合計額に占める割合が90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

当社グループは、金融商品取引所事業及びシステム開発・運用事業を営んでおります。

従来、金融商品取引所事業の営業収益及び営業利益の金額は、全セグメントの営業収益及び営業利益の合計額に占める割合が90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しておりました。当第2四半期連結累計期間より、システム開発・運用事業の全セグメントに占める割合が高まったため、事業の種類別セグメント情報を開示しております。

	金融商品 取引所事業 (百万円)	システム開発・ 運用事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
(1) 外部顧客に対する営業収益	32,663	5,831	38,494	-	38,494
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	0	944	944	(944)	-
計	32,663	6,776	39,439	(944)	38,494
営業利益	9,548	593	10,141	102	10,243

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、サービスの種類、性質、業務形態等の類似性により区分しております。

2. 各区分に属する主要な事業内容

事業区分	主要事業
金融商品取引所事業	有価証券取引市場の開設、有価証券の清算・決済業務
システム開発・運用事業	情報システムの開発・保守・運用

当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

当社グループは、金融商品取引所事業及びシステム開発・運用事業を営んでおります。

金融商品取引所事業の営業収益及び営業利益の金額は、全セグメントの営業収益及び営業利益の合計額に占める割合が90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）並びに前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）並びに前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成21年9月30日）

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	四半期連結貸借対照表		差額（百万円）
	計上額（百万円）	時価（百万円）	
(1) 国債・地方債等	3,497	3,508	10
(2) 社債	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	3,497	3,508	10

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表		差額（百万円）
		計上額（百万円）		
(1) 株式	16,712	29,126		12,414
(2) 債券				
① 国債・地方債等	-	-		-
② 社債	-	-		-
③ その他	-	-		-
(3) その他	-	-		-
合計	16,712	29,126		12,414

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 3月31日)
1 株当たり純資産額	1 株当たり純資産額
54,816円19銭	49,113円92銭

2. 1 株当たり四半期純利益金額

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	1 株当たり四半期純利益金額
2,504円18銭	2,516円19銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)
四半期純利益金額（百万円）	5,693	5,721
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	5,693	5,721
普通株式の期中平均株式数（千株）	2,273	2,273

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	1 株当たり四半期純利益金額
846円49銭	1,199円31銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年 7月 1日 至平成20年 9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年 7月 1日 至平成21年 9月30日)
四半期純利益金額（百万円）	1,924	2,726
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	1,924	2,726
普通株式の期中平均株式数（千株）	2,273	2,273

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日） 該当事項はありません。
--

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日） 該当事項はありません。
--

「上場制度整備の実行計画 2009（速やかに実施する事項）」に基づく上場制度の整備等について

平成21年10月29日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

当取引所では、本年度における上場制度の包括的な整備に関する方向性を示すため、「上場制度整備の実行計画 2009」を取りまとめ、平成21年9月29日付で公表しております。本実行計画に基づく第一段階の取組として、本実行計画中において「速やかに実施する事項」として掲げた事項を中心として、以下に掲げる趣旨から、所要の制度整備を行うこととします。

まず、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に向けた環境整備の一環として、「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう促すこととともに加え、コーポレート・ガバナンス体制に関する開示について一層の充実を図るほか、一般株主保護の観点から、上場会社に対して、1名以上の独立役員を確保することを求めるなどの対応を図ることとします。

また、近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直しの観点から、上場会社に対して適時開示を求める各開示項目について、最低限開示が必要となる内容を明確化とともに、非上場の親会社等に関する適時開示等の効率化を図るなど、所要の見直しを行うこととします。

II 概要

項目	内 容	備 考
1. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備 (1) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重 (2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実	<ul style="list-style-type: none">上場会社は、当取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むべき旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定するものとします。上場会社は、上場会社が自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとします。	<p>※当該原則は、平成16年3月に当取引所の上場会社コーポレート・ガバナンス委員会報告に基づいて策定され、上場会社に対して、その尊重を要請してきたものです。</p> <p>※現状においても、コーポレート・ガバナンス体制の状況については当該報告書の記載事項となっていますが、新たに、その体制を選択する理由の記載を求めるものです。</p> <p>・具体的には、本年6月公表の金融審議会スタディングループ報告で示されたモデルを踏まえ、コーポレート・ガバナンス原則の充実化を図ることとします。</p>

項目	内容	備考
<p>(3) 独立役員 ①独立役員の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、一般株主の保護のため、社外取締役又は社外監査役の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員として1名以上確保しなければならない旨を、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定するものとします。 	<p>ト・ガバナンス体制に関する上場会社の考え方などの記載を求める想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、コーポレート・ガバナンス体制の状況の開示についても、社外取締役を設置している上場会社に対しては、社外取締役の役割や機能に関する記載を求め、社外取締役を設置していない上場会社に対しては、コーポレート・ガバナンス体制の整備、実行に係る当該企業の独自の方法に関する記載を求めるなどの対応を行います。 ・平成22年3月末日までに、当該報告書に反映するものとします。 <p>※独立役員の異動は、原則として異動が生ずる日の2週間前までに当取引所に届け出るものとします。この場合において、独立役員として届け出ようとする者が、当該上場会社、子会社、下請企業などの取引先の役員・従業員、当該上場会社から報酬を得ているコンサルタント、近親者等の経営陣から著しいコントロールを受けうる者である場合や、親会社、メインバンクなどの取引先の役員、従業員、近親者等の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者である場合は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるため、事前相談を要請します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当取引所は、独立役員の届出を受理したときは、その内容を公衆の縦覧に供するものとします。 ・上場会社は、平成22年3月末日までに独立役員の確保の状況を届け出ることとします。ただし、企業行動規範違反に対する実効性確保措置は、原則として、平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後の状況から適用対象とする

項目	内容	備考
②独立役員の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、独立役員の氏名及びその指定理由（独立役員として指定する者が、仮に以下のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえて指定する理由を含みます。）等を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 上場会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者 b 上場会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は上場会社の主要な取引先若しくはその業務執行者 c 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含みます。） d 上場会社の主要株主（主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者） e 上記aからdまでに掲げる者又は上場会社若しくはその子会社の業務執行者（重要でないものを除きます。）の近親者（配偶者又は二親等内の親族をいいます。） 	<p>など、所要の経過措置を設けるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記aからeまでについては、現在又は過去にそれぞれに掲げる者に該当する場合をいいます。 ・左記eの「業務執行者」については、監査役にあっては、業務執行者に該当しない取締役又は会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）を含みます。 <p>※「主要な取引先」「多額の金銭その他の財産」「重要なもの」などの取扱いは、現在の会社法等に基づく実務と同等のレベルを想定しています。</p> <p>・平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定期株主総会終了後遅滞なく、当該報告書に反映するものとします。</p>
2. 近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直し (1) 適時開示における最低限求められる開示事項の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社が会社情報の適時開示を行うにあたり、原則として、以下の事項を共通して開示すべき内容として明確化します。 <ul style="list-style-type: none"> a 上場会社が決定事実を決定した理由又は発生事実が発生した経緯 b 決定事実又は発生事実の概要 c 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し d その他投資者の投資判断上重要な事項 	<p>※適時開示において共通して開示すべき内容を上場規則上に明記することで、規則違反についての予見可能性を高める趣旨です。</p> <p>※開示時点において左記事項の一部を開示できない事情がある場合には、その内容が確定又は判明次第追加開示することが必要となります。</p> <p>※個別の項目ごとに異なる開示内容もありますが、そ</p>

項目	内 容	備 考
(2) 非上場の親会社等に係る開示の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・非上場の親会社等に係る会社情報の開示について、内容を整理した上で支配株主等に関する開示に統合します。 	<p>これらの取扱いについては、会社情報適時開示ガイドブックにおいて可能な限り具体的に明確化を図ります。</p> <p>※非上場の親会社等に係る会社情報の開示は、親会社等による上場会社の少数株主との利益相反取引をけん制する趣旨で、非上場の親会社等を有する上場会社に対して求めてきたものですが、近年、非上場の親会社を含む上場会社の支配株主などを対象とする支配株主等に関する開示の充実が図られたことを踏まえ、両者を統合し、実務の効率化を図る趣旨で見直しを行うものです。</p>
(3) 内部統制報告書の提出に係る適時開示	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、経営者が内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書（金融商品取引法第24条の4の4第1項に規定する内部統制報告書をいいます。以下同じ。）の提出を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示するものとします。 	<p>※経営者が内部統制に重要な欠陥がある旨などの記載を行う場合について、報道のみで投資者に伝達されている現状を踏まえ、上場会社自身による説明を求めてることで投資者に対してより正確かつ公平な情報を伝える趣旨です。</p> <p>※内部統制報告制度においては、報告書の提出時点まで、重要な欠陥を是正する努力が求められますが、重要な欠陥の是正を断念した場合であって、重要な欠陥がある旨等を記載する内部統制報告書の提出を行うことを決定したときに、開示することを想定しています。</p>
3. その他 (1) I F R S導入に向けた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、会計基準の変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体（例えば、財務会計基準機構）への加入のほか、会計基準設定主体等の行う研修への参加など会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものとする旨を、企業 	<p>※国際会計基準（I F R S）と日本基準とのさらなるコンバージェンスの進行やI F R S任意適用の開始など、上場会社が会計基準等の変更等について的確に対応する必要性が高まってきていることを踏まえたものです。</p>

項目	内 容	備 考
	行動規範の「望まれる事項」として規定します。	<p>※上場会社は、これまでも財務会計基準機構の加入を求められておりますが、上場規則上明確化する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、財務会計基準機構への加入状況（加入していない場合には、加入に向けた考え方）について開示することを求めることとします。 <p>※当該開示は、事業年度に係る決算内容の開示の際に行うことを想定しています。なお、現在、財務会計基準機構に加入している会社（2009年9月30日現在2,182社、東証上場会社の約94%）は、決算短信の1枚目に財務会計基準機構の会員マークを表示していることで当該開示に替えることができるものとします。</p> <p>※当取引所としてその状況を公表するとともに上記の開示内容によっては、当該上場会社に対して財務会計基準機構への加入を勧告することができるものとします。</p>
(2) その他	・その他所要の改正を行うものとします。	

III 実施時期（予定）

- ・金融庁による認可を前提として、平成21年12月を目途に実施します。

以 上

上場制度整備の実行計画 2009（速やかに実施する事項）の進捗状況

<各施策の実施時期>

○表中、備考欄にて特に実施時期に言及していない施策については、金融庁による認可を前提として平成21年12月下旬を目途に実施します。

I 上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備

実行計画の項目	「速やかに実施する事項」の内容	対応状況	備考
(1) 取締役会のあり方	○多くの上場会社にとって株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるコーポレート・ガバナンスのモデルをスタディグループ報告において示された考え方沿って提示し、それを踏まえて、上場会社に対し、それぞれのガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由についてコーポレート・ガバナンス報告書において開示することを求める。	○スタディグループ報告に掲げられたモデルについて、上場会社コーポレート・ガバナンス原則の末尾に備考として提示する。 ○コーポレート・ガバナンス報告書において、当該モデルを踏まえつつ、現状のガバナンス体制とその体制を選択する理由についての開示を求める。	○要綱「1. (1) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重」参照。 ○要綱「1. (2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実」参照。
(2) 監査役の機能強化	○監査役監査を支える人材・体制の確保（このための内部監査・内部統制部門との連携）、独立性の高い社外監査役の選任及び財務・会計に関する知見を有する監査役の選任などの監査役の機能強化に係る取組みの促進を図るべく、これらを上場会社コーポレート・ガバナンス原則において望ましい事項と位置付けるとともに、各上場会社の取組み状況についてコーポレート・ガバナンス報告書において開示することを求める。	○上場会社コーポレート・ガバナンス原則に、「実行計画」に掲げた監査役の機能強化に向けた体制の整備に係る内容を追加する。 ○コーポレート・ガバナンス報告書におけるガバナンス体制の現状の開示において、監査役の機能強化に向けた取組み状況についての記載を求める。	○要綱「1. (1) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重」参照。 ○要綱「1. (2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実」参照。 ○現状の記載の充実を図る方向で、当該報告書の記載要領の見直しを行う。
(3) 社外取締役、監査役の独立性の確保	○上場会社に対し、社外取締役・監査役について、コーポレート・ガバナンス報告書において、会社との関係に関するより具体的な内容の開示を求めるとともに、当該者の独立性に関する会社の考え方についても適切な開示を求める。	○コーポレート・ガバナンス報告書におけるガバナンス体制の現状の開示において、社外取締役・監査役の会社との関係及び当該者の独立性に関する会社の考え方についての記載を求める。	○要綱「1. (2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実」参照。 ○現状の記載の充実を図る方向で、当該報告書の記載要領の見直しを行う。

実行計画の項目	「速やかに実施する事項」の内容	対応状況	備考
(4) 独立役員の選任	○上場会社に対し、一般株主保護のため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと上場会社が判断する「独立役員」が存在することを求める。	○独立役員を1名以上確保すべき旨を企業行動規範の「遵守すべき事項」として定めるとともに、独立役員の氏名及び指定の理由についてコーポレート・ガバナンス報告書における記載を求める。	○要綱「1.（3）独立役員」参照。
(5) 上場会社等による株主総会議案の議決結果の公表	○株主総会議案の議決結果について、単に可決か否決かだけでなく、賛否の票数まで公表するよう、上場会社に対して要請を行う。	○上場会社代表者向けに左記内容の要請文を送付する。	○平成21年10月に実施。
(7) 上場会社の企業グループ化への対応	<p>○親会社単体だけではなく企業グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの充実を実現させる観点から所要の環境整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社のコーポレート・ガバナンスは、上場会社の企業グループ全体として実現されるべきものであることが明確になるよう、上場会社コーポレート・ガバナンス原則の見直しを行う。 ・中核子会社を有する上場会社には、当該子会社が経営上の重要事項を決定する際などに、企業グループとしての説明責任を果たすよう、当該子会社の経営陣の見解を、親会社の見解とあわせて、親会社の株主に対して適切に開示するよう求める。 	<p>○上場会社コーポレート・ガバナンス原則に、上場会社のコーポレート・ガバナンスは、上場会社の企業グループ全体として実現されるべきものである旨を追加する。</p> <p>○中核子会社を有する上場会社における現状の適時開示について、当該子会社が経営上の重要事項を決定する際などに、当該子会社の経営陣の見解も併せて適切に開示するよう求める。</p>	<p>○要綱「1.（1）上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重」参照。</p> <p>○現状の開示の充実を図る方向で、適時開示ガイドブックにおいて開示内容の明確化を図る。</p>

II 環境変化を踏まえた適時開示に係る制度及び実務の整備

実行計画の項目	「速やかに実施する事項」の内容	対応状況	備考
(1) 開示制度の充実・変更や近年の投資者ニーズの変化を踏まえたより効率的で効果的なディスクロージャーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○投資評価や企業経営が連結ベースで行われている市場実態等を踏まえ、連結ベースで重要性がある会社情報の積極的な開示について要請を行う。 ○適時開示資料の作成にあたって、上場規則上最低限含めるべき開示内容を明確化し、実効性確保手段の予見可能性を高める対応を行う。 ○非上場の親会社等の会社情報に係る適時開示等について、同様の趣旨で求めており、近年充実を図っている支配株主との取引内容や支配株主等に関する事項の開示に統合し、実務の効率化を図る。 ○財務報告に係る内部統制報告制度の導入後の状況を踏まえ、経営者が内部統制に重要な欠陥があるとする場合又は内部統制の評価結果を表明できないとする場合についても、上場会社による適時開示を必要とする事由に追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○上場会社代表者向けに左記内容の要請文を送付する。 ○上場会社が会社情報の適時開示を行うにあたって、共通して開示すべき内容を明確化する。 ○非上場の親会社等に係る会社情報の開示について、内容を整理した上で支配株主等に関する開示に統合する。 ○上場会社は、経営者が内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年内実施予定。 ○要綱「2. (1) 適時開示における最低限求められる開示事項の明確化」参照。 ○要綱「2. (2) 非上場の親会社等に係る開示の整理」参照。 ○要綱「2. (3) 内部統制報告書の提出に係る適時開示」参照。
(2) I F R S の導入に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○東証市場の国際競争力を強化する観点から、上場会社によるI F R Sの採用に向けた関係各方面の動きに東証として必要な協力をを行う。 ○I F R S導入に向けた議論をサポートするため、上場会社は、ディスクロージャー資料の適切な作成の基盤となる会計基準の開発、変更及びその教育の振興に係る活動に協力するよう努めるものとする旨を企業行動規範（望まれる事項）に明記することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な協力を適宜実施する。 ○上場会社は、会計基準の変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体（例えば、財務会計基準機構）への加入のほか、会計基準設定主体等の行う研修への参加など会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものとする旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適宜実施予定。 ○要綱「3. (1) I F R S導入に向けた体制の整備」参照。

以 上